

電気料金メニュー定義書

【GREENa RE100 動力（九州電力エリア）】

TG オクトパスエナジー株式会社

小売電気事業者登録番号：A0793

2022年3月22日実施

目次

1	実施期日	3
2	定義	3
3	適用条件	4
4	供給電気方式、供給電圧および周波数	4
5	契約電力	4
6	電気料金	5
7	適用期間	6
8	契約電力または電気料金メニューの変更	7
9	GREENa RE100 動力（九州電力エリア）の定義書の変更および廃止	7
10	単位および端数処理	7
11	FIT 非化石証書（再エネ指定）または非 FIT 非化石証書（再エネ指定）	8
	付則	9
1	当社の他の電気料金メニューからのメニュー変更時における新規加入割引の残額の取り扱いについて	9
	別表	10
1	燃料費調整	10
2	離島ユニバーサルサービス調整	12
3	契約電力の計算方法	15

電気料金メニュー定義書【GREENa RE100 動力（九州電力エリア）】（以下「GREENa RE100 動力（九州電力エリア）の定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、動力をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、GREENa RE100 動力（九州電力エリア）の定義書に定める基本料金、電力量料金、ならびに燃料費調整および離島ユニバーサルサービス調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。

1 実施期日

GREENa RE100 動力（九州電力エリア）の定義書は、2022年3月22日より実施します。

2 定義

次の言葉は、GREENa RE100 動力（九州電力エリア）の定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電気需給約款に定義される言葉は、別段の定めがない限り、GREENa RE100 動力（九州電力エリア）の定義書においても同様の意味で使用します。

(1) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(3) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(4) 平均燃料価格計算期間および離島平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間を平均燃料価格計算期間、離島平均燃料価格を計算する場合の期間を離島平均燃料価格計算期間とし、いずれも、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの

期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間とします。）をいいます。

3 適用条件

GREENa RE100 動力（九州電力エリア）の定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「GREENa RE100 動力（九州電力エリア）」といいます。）は動力をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- ③ 電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、電灯または小型機器を使用しないこと。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。ただし、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

5 契約電力

- (1) 契約電力は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、別表3（契約電力の計算方法）により、契約主開閉器の定格電流にもとづき計

算された値等に決定することがあります。

- ① 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電力の値とします。ただし、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電力の値が不明の場合は、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐことや、当社指定の値とすることがあります。
- ② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電力の値とします。ただし、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電力の値が不明の場合は、当社指定の値とすることがあります。
- ③ 当社の他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約から、GREENa RE100 動力（九州電力エリア）に切り替える場合は、原則として、他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

(2) 契約電力が、(1)ただし書にもとづき、契約主開閉器の定格電流にもとづき計算された値となる場合には、あらかじめ契約主開閉器を設定していただくとともに、当社および一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

6 電気料金

(1) 基本料金

基本料金は、1 か月につき以下のとおりとします。

「使用期間 1 日あたりの金額」×「当月 1 か月の使用期間の日数」

（「当月 1 か月の使用期間の日数」は実際に電気を使用された日数ではなく、電気需給約款 14(電気の使用期間)で定める使用期間の日数です。）

ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の使用期間 1 日あたりの金額は、契約電力が 1 キロワットの場合の使用期間 1 日あたりの金額の半額とします。また、1 か月まったく電気を使用しない月の基本料金は、「使用期間 1 日あたりの金額」×「当月 1 か月の使用期間の日数」の金額から半額とします。

使用期間 1 日あたりの金額	
契約電力 1 キロワットにつき	31.60 円

(2) 電力量料金

諾したのちに到来する電気の計量日または検針日となることがあります。

- (2) GREENa RE100 動力（九州電力エリア）の適用期間は、(1)に定める適用開始日から電気需給約款 29（お客さまからの電気需給契約の解約）および 30（当社からの電気需給契約の解約等）に定める解約日または終了日までとします。

8 契約電力または電気料金メニューの変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日または検針日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更した後の計量日または検針日から 1 年目の日が属する月の計量日または検針日まで、契約電力を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。
- (3) 契約電力の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

9 GREENa RE100 動力（九州電力エリア）の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、GREENa RE100 動力（九州電力エリア）の定義書を変更する場合には、電気需給約款 4(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、GREENa RE100 動力（九州電力エリア）の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) GREENa RE100 動力（九州電力エリア）の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

10 単位および端数処理

GREENa RE100 動力（九州電力エリア）の定義書において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。ただし、5（契約電力）により定められた値が 0.5

キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットとします。

- (2) 当月の使用電力量は、使用期間について記録型計量器により 30 分単位で計量される使用電力量を合計した値とします。当月の使用電力量が小数点以下の値となる場合、端数処理は行わず、その値を電気料金の計算で使用します。

11 FIT 非化石証書（再エネ指定）または非 FIT 非化石証書（再エネ指定）

当社がお客さまに供給する電気は、当社が調達する電気にあわせて当社が FIT 非化石 証書（再エネ指定）または非 FIT 非化石証書（再エネ指定）を調達いたします。また、 当社は、当社所定の方法によって、FIT 非化石証書（再エネ指定）または非 FIT 非化石証書（再エネ指定）の発電種別及び発電期間をお客さまに提示いたします。

付則

1 当社の他の電気料金メニューからのメニュー変更時における新規加入割引の残額の取り扱いについて

- (1) 当社の他の電気料金メニューから GREENa RE100 動力（九州電力エリア）にメニュー変更する際に、当社の他の電気料金メニューの新規申込をされたお客さまを対象として実施した割引（以下、「新規申込割」といい、ハジメテオクトパスの「1万円割」を含みます。）の残額（以下「他メニューの新規申込割の残額」といいます。）が存在する場合、他メニューの新規申込割の残額を継続して電気料金の割引に利用できるものとします。他メニューの新規申込割の割引金額（税込）全額が割り引かれ、他メニューの新規申込割の残額がなくなるまで、割引を行います。他メニューの新規申込割の適用条件、割引内容、割引期間の詳細は、対象の電気料金メニュー定義書をご確認ください。
- (2) 電気需給約款 29（お客さまからの電気需給契約の解約）や 30（当社からの電気需給契約の解約等）にもとづいて当社との電気需給契約が解約または終了となり、電気需給契約の解約日（または終了日）直前の計量日または検針日から解約日（または終了日）の前日までの使用期間にもとづく電気料金（以下、「解約直前の電気料金」といいます。）から他メニューの新規申込割の残額を割り引いた後もさらに他メニューの新規申込割の残額が残る場合、その残額は解約直前の電気料金の請求日時時点で消滅します。
- (3) 当社は、GREENa RE100 動力（九州電力エリア）の定義書 9（GREENa RE100 動力（九州電力エリア）の定義書の変更および廃止）にもとづき、GREENa RE100 動力（九州電力エリア）の定義書を廃止する場合があります。GREENa RE100 動力（九州電力エリア）の定義書を廃止する場合で、廃止時点でお客さまの他メニューの新規申込割の残額が残っている場合、他メニューの新規申込割の残額の取り扱いについて当社ホームページに掲載します。

別表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合

燃料費調整単価

$$= (27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格})$$

$$\times ((2) \text{の基準単価} \div 1,000)$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合

燃料費調整単価

$$= (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \\ \times ((2)\text{の基準単価} \div 1,000)$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

ただし、電気需給契約を解約した場合で、解約日とその直前の計量日または直前の検針日が属する月の場合には、燃料費調整単価適用期間は、解約前の計量日の前の計量日から解約前の計量日の前日まで、または解約前の検針日の前の検針日から解約前の検針日の前日までの期間とします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日または検針日から6月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日または検針日から7月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日または検針日から8月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日または検針日から9月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日または検針日から10月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日または検針日から11月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期	その年の11月の計量日または検針日か

間	ら12月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日または検針日から翌年の1月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日または検針日から2月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日または検針日から3月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日または検針日から4月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の計量日または検針日から5月の計量日の前日または検針日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.136円
------------	--------

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。

2 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の計算

① 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合

$$\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ & = (52,500 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \\ & \quad \times ((2) \text{の基準単価} \div 1,000) \end{aligned}$$

ロ 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 52,500 \text{円}) \\ \times ((2)\text{の基準単価} \div 1,000)$$

③ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格計算期間の離島平均燃料価格によって計算された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格計算期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各離島平均燃料価格計算期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりとします。

ただし、電気需給契約を解約した場合で、解約日とその直前の計量日または直前の検針日が属する月の場合には、離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、解約前の計量日の前の計量日から解約前の計量日の前日まで、または解約前の検針日の前の検針日から解約前の検針日の前日までの期間とします。

離島平均燃料価格計算期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日または検針日から6月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日または検針日から7月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日または検針日から8月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日または検針日から9月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日または検針日から10月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日または検針日から11月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日または検針日から

間	ら12月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日または検針日から翌年の1月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日または検針日から2月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日または検針日から3月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日または検針日から4月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の計量日または検針日から5月の計量日の前日または検針日の前日までの期間

④ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して計算します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.003円
------------	--------

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各離島平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社のホームページに掲載します。

3 契約電力の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約電力は、次により計算します。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア)

× 電圧 (ボルト)

× 1.732

× (1 ÷ 1,000)

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア)

× 電圧 (ボルト)

× (1 ÷ 1,000)

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。